

議案第64号

富士見市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び
ポスターの作成の公営に関する条例及び富士見市長の選挙におけるビラ
の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの
作成の公営に関する条例（平成5年条例第1号）及び富士見市長の選挙におけるビラ
の作成の公営に関する条例（平成19年条例第37号）の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

平成30年8月28日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

公職選挙法の一部改正等に伴い、富士見市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び富士見市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び
ポスターの作成の公営に関する条例及び富士見市長の選挙におけるビラ
の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(富士見市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター
の作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 富士見市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポ
スターの作成の公営に関する条例（平成5年条例第1号）の一部を次のように改正す
る。

第1条中「第141条第9項」を「第141条第8項」に改める。

第2条中「あわせて」を「併せて」に改める。

第3条中「の区分ごとに当該」を「に掲げる区分に応じ、当該」に改める。

第4条第1項中「が前条」を「が同条」に、「、次」を「次」に、「当該各号」
を「、当該各号」に、「、第3項」を「第3項」に改め、同項第1号中「
57,800円」を「64,500円」に改め、同項第2号ア中「15,000円」
を「15,800円」に改め、同号イ中「7,210円」を「7,560円」に改
め、同号ウ中「11,200円」を「12,500円」に改め、同条第3項中「
367円12銭」を「525円6銭」に、「204,326円」を「
310,500円」に改める。

第5条中「の区分ごとに当該」を「に掲げる区分に応じ、当該」に改め、同条第
1号中「57,800円」を「64,500円」に改める。

第2条 富士見市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポ
スターの作成の公営に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富士見市議会議員及び富士見市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等
の公営に関する条例

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を加え、「富士
見市（以下「市」という。）の議会議員及び長」を「富士見市議会議員及び富士見
市長」に、「使用」を「使用、法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動

用ビラ」という。)の作成」に改める。

第2条の見出し中「及びポスター作成」を「等」に改め、同条中「市の議会議員及び長の選挙においては、公職の候補者」を「富士見市議会議員及び富士見市長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)」に、「使用し」を「使用し、選挙運動用ビラを無料で作成し」に改め、同条ただし書中「公職の候補者」を「候補者」に改める。

第3条中「市選挙管理委員会」を「富士見市選挙管理委員会」に改め、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 選挙運動用ビラの作成 ビラの作成を業とする者

第4条第1項各号列記以外の部分中「公職の候補者」を「候補者」に改め、「当該各号に定める金額を」の次に「、選挙運動用ビラの作成については第3項に定める金額を」を加え、「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号及び第2号中「公職の候補者」を「候補者」に改め、同条第2項及び第3項中「公職の候補者」を「候補者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 選挙運動用ビラの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)とする。

第5条第1号及び第2号中「公職の候補者」を「候補者」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 選挙運動用ビラの作成 候補者1人について、7円51銭に法第142条第1項第6号に定める枚数を乗じて得た金額

(富士見市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第3条 富士見市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例(平成19年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項及び第4項の規定は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の富士見市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び第3条の規定による改正後の富士見市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の富士見市議会議員及び富士見市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(富士見市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の廃止)

- 4 富士見市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成19年条例第37号）は、廃止する。